

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の救急医療体制確保の一環として、公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）が実施する川崎脳卒中ネットワーク事業（以下「補助事業」という。）に補助金を交付することで、市民の安全・安心を確保すると共に、脳卒中救急患者の重症化や要介護状態となること等を予防することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における補助事業とは、地域における迅速な連携体制が要求される t-PA 治療（血栓溶解療法）及び脳血管内治療等の脳卒中診療を実施する医療機関が相互に協力し、情報共有及び事後検証作業を行うとともに、消防機関等とも連携して救急搬送に係るネットワーク形成に寄与するものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象となる経費は、本市会計期間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に行う事業とし、補助事業の実施にあたり病院協会が支出する、次に掲げる経費とする。

- (1) 脳卒中救急患者の受入方法及び受入可能日等を掲載したカレンダーの作成及び情報共有に係る経費
- (2) 事後検証報告書の作成及び事後検証会の実施に係る経費
- (3) その他補助事業実施に係る経費（第 1 条に定める目的達成のために必要な経費であると川崎市市長（以下「市長」という。）が認めた場合に限る。）

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象となる経費と基準額（予算の範囲内で別途定める額）とを比較していずれか低い額とする。

(交付の申請)

第 5 条 病院協会は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付申請書（第 1 号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 病院協会は、補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金変更交付申請書（第 1-2 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額（以下「交付決定額」という。）を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び交付決定額を決定したときは、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金（変更）交付決定通知書（第 2 号様式）により、病院協会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の不交付を決定したときは川崎脳卒中ネットワーク事業補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、病院協会に通知するものとする。

(交付の方法)

第 7 条 市長は、前条第 2 項による交付決定の通知の後に、補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の適正な運営を期するため、必要に応じて病院協会から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第9条 病院協会は、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金実績報告書(第4号様式)を補助事業が完了した日から起算して30日以内に市長へ提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき、第4条に規定する算出方法により算出した額と第6条第1項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額(以下「確定額」という。)を決定する。

2 市長は、前項の規定により確定額を決定したときは、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付確定通知書(第5号様式)により病院協会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、病院協会が補助金交付の決定内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

(返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条第1項の規定により確定額を決定した場合、既に確定額を超えて補助金が交付されているときは、当該確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第13条 病院協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(第1号様式)

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地
法人名
代表者氏名

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

(第1 - 2号様式)

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地
法人名
代表者氏名

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 その他参考となる資料

(第2号様式)

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金（変更）交付決定通知書

指 令 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付で（変更）申請のあった川崎脳卒中ネットワーク事業補助金については、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助条件

(第3号様式)

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金不交付決定通知書

指 令 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付けで(変更)申請のあった川崎脳卒中ネットワーク事業補助金については、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次の理由により補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

印

理 由

(第4号様式)

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地
法人名
代表者氏名

年 月 日付け、川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた川崎脳卒中ネットワーク事業補助金について、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額内訳書
- 2 事業実績書
- 3 収入支出決算書
- 4 その他参考となる資料

(第5号様式)

川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付確定通知書

文 書 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付けで報告のあった川崎脳卒中ネットワーク事業補助金については、川崎脳卒中ネットワーク事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、交付すべき補助金の額を 円と確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印